

補助陸上競技場利用の注意事項

- 1 トラック及びフィールドを著しく損傷させる競技及び重量物を移動する競技または綱引き競技等はできません。
- 2 「独占利用」のないときは「個人利用」ができます。ただし、投てきの練習は「独占利用時のみ」とし、責任ある引率者がいない場合はできません。
- 3 中学生以下の「個人利用」は、引率責任者を付けて下さい。
- 4 芝生の上では、砲丸投げは行わないで下さい
- 5 ウレタン舗装上に、テープ等を使用したときは、必ず剥がして下さい。
- 6 やり投げ等の投てき競技に使用後は、必ず整地（地ならし、剥がれた芝の押さえつけ、穴の埋め戻し、散水等）を実施して下さい。
- 7 補助陸上競技場器具庫内の用具を利用した場合は、使用後はもとにあった場所へお戻しください。また、利用時間を守ってご利用ください。
- 8 サッカー・ラグビー等に使用する場合
 - (1) 芝生保護のため、試合での使用は原則として年間30日、1日3試合以内を限度とします。また、雨天の場合は、芝生保護を優先し、使用を制限することもあります。
 - (2) 使用後は、必ず整地（地ならし、剥がれた芝の押さえつけ、穴の埋め戻し、散水等）を実施して下さい。
 - (3) ピッチラインは、芝生専用のマーカーを使用して下さい。